

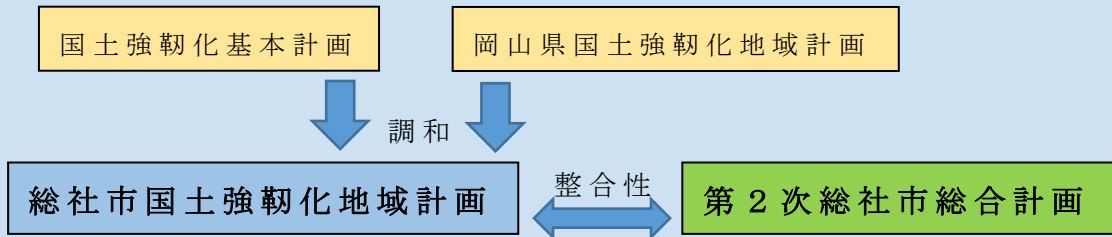
総社市国土強靱化地域計画 【概要版】

1 計画策定趣旨

- 国土強靱化とは、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的にかつ計画的に平時から推進していくものです。
- 本市においても、「国土強靱化基本法」に基づき、いかなる自然災害が発生しようとも地域社会が致命的な被害を受けることなく、人命を守ることを最優先に市民の安全・安心を確保するとともに、迅速な復旧復興ができる「強くしなやかな総社市」を確立することを目指し、「総社市国土強靱化地域計画」を策定します。

2 計画の位置づけ・計画期間

- 地域計画は、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」に基づいて策定し、国土強靱化基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、第2次総社市総合計画との整合性を図ります。
- 計画期間については、第2次総社市総合計画との整合性を図る観点から、第2次総社市総合防災計画の終期と合わせることで、令和7年度までとします。



3 基本目標及び事前に備えるべき目標

- 基本目標
 - ・人命の保護が最大限図られること
 - ・市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
 - ・市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ・迅速な復旧復興
- 事前に備えるべき目標
 - ・被害の発生抑制による人命の保護
 - ・迅速な救助・救急・医療活動及び避難生活環境の確保による人命の保護
 - ・必要不可欠な行政機能の確保
 - ・必要不可欠な情報通信機能の確保
 - ・経済活動の機能不全を回避
 - ・生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧（電気・ガス・水道・燃料・交通）
 - ・甚大な二次災害を発生させない
 - ・地域経済・社会が迅速に再建・回復できる条件整備

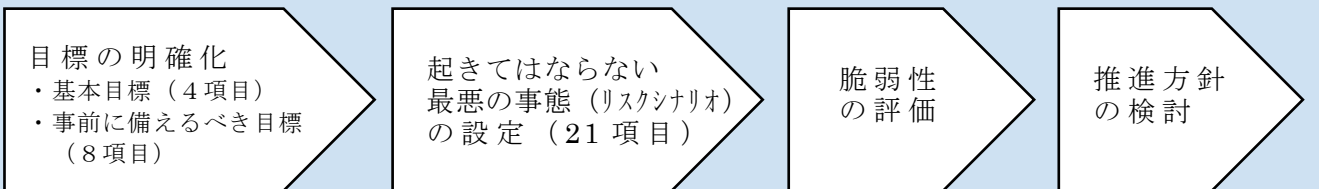
4 強靱化の推進方針

- 国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、大規模自然災害に備えた市全域にわたる強靱なまちづくりを、過去の災害で得られた経験を活かしつつ以下の方針に基づき推進します。
 - 国土強靱化の取組姿勢
 - ・強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検討
 - ・短期的ではなく、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持った取り組み
 - ・本市の経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
 - ・適正な制度、規制のあり方を見据えた取り組み
 - 適切な施策の組み合わせ
 - ・地域の状況等に応じ、対策を適切に組み合わせる効果的な施策を推進
 - ・「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせ、官民の連携及び役割を分担
 - ・非常時の防災・減災等のみならず、平時にも有効活用される対策
 - 効果的な施策の推進
 - ・人口減少等や、社会資本の老朽化等を踏まえた施策の重点化
 - ・既存の社会資本の有効活用による費用の削減、効率的な施策の推進
 - ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理
 - ・人命を保護する観点から、土地の合理的利用の促進
 - 地域の特性に応じた施策の推進
 - ・コミュニティ機能の向上、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備
 - ・女性、高齢者、子ども、障がいのある方、外国人等への配慮
 - ・自然との共生、環境との調和、自然環境の有する多様な機能の活用

5 リスクの想定

- 本市に大きな災害をもたらす自然災害として、自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ「想定する災害リスク」を設定します
 - ・地震災害：南海トラフ地震、断層型地震
 - ・風水害：洪水、土砂災害、内水氾濫
 - ・複合災害：上記災害及び感染症が同時に起こることによって被害が拡大

6 計画策定の流れ



7 施策の重点化

- 効率的・効果的に国土強靱化を進めるにあたり、重点的に推進する施策を考える必要があります。本計画では、人命の保護を最優先とし影響の大きさや緊急性という観点から「重点化すべき起きてはならない最悪の事態」を選定し、それを回避するための各施策について重点化を図ることとします。

総社市国土強靱化地域計画

◇事前に備えるべき目標… 8

◇起きてはならない最悪の事態… 2 1

◇重点化施策… 9

事前に備えるべき目標	重点化	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	主な国土強靱化の推進施策
1 被害の発生抑制による人命の保護	●	1-1 巨大地震による建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	・消防設備、車両の整備 ・消防団員の確保 ・学校施設の防災機能強化 ・地区防災計画の策定 ・公共施設、住宅等の耐震化及び長寿命化 ・学校施設等での避難訓練実施 ・水道設備の耐震化 ・空き家対策総合支援事業
	●	1-2 台風、集中豪雨による市街地等の浸水、大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	・国県管理河川の治水事業の要望 ・河川治水対策事業 ・排水対策事業（ポンプ、排水路） ・水防・排水施設の長寿命化 ・学校施設等での避難訓練実施 ・事前放流についての協議
	●	1-3 情報伝達の不備等による多数の死傷者発生（避難行動の遅れ等）	・メール等の情報配信 ・防災リーダーの養成 ・個別避難計画の策定 ・独居・高齢者の見守り ・避難行動要支援者名簿の更新 ・学校施設等での避難訓練実施 ・地区防災計画の策定
2 迅速な救助・救急・医療活動及び避難生活環境の確保による人命の保護	●	2-1 食料・飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止	・備蓄の強化 ・分散備蓄の推進 ・道路の改良、整備 ・防災協定の締結 ・水内橋新架橋の要望
	●	2-2 孤立集落等の発生（多数・長期）	・交通施設の法定点検 ・道路の改良、整備 ・急傾斜地の危険箇所対策 ・地域集会所の整備
	●	2-3 救助・救援活動の機能停止、遅延の発生（自衛隊、警察、消防）	・消防車両、資器材の整備 ・連携を目的とした防災訓練 ・契約したコンビニへのAED設置
	●	2-4 医療需要の急激な増加による医療機能の麻痺・停止（医療施設、従事者、物品の絶対的不足）	・医療介護連携の推進 ・民生、児童委員による相談支援 ・地域包括ケアシステムの推進 ・吉備医師会等との連携 ・災害医療体制の構築 ・救急搬送体制の強化
	●	2-5 避難生活環境悪化、感染症等の大規模発生による多数の死者の発生	・感染症対策用品の備蓄 ・業務継続計画の更新 ・拠点施設の整備 ・救急搬送体制の強化 ・避難所施設への多目的トイレ整備 ・吉備医師会等との連携 ・災害医療体制の構築
3 必要不可欠な行政機能の確保	●	3-1 行政機能の大幅な低下（市職員・施設等の被災による）	・庁舎の新設 ・各業務継続計画の更新 ・公共施設、住宅等の耐震化及び長寿命化
4 必要不可欠な情報通信機能の確保		4-1 情報通信の麻痺・長期停止（電力供給の停止等、燃料不足）	・各業務継続計画の更新 ・指定避難所のWi-Fi設置 ・別施設でのデータバックアップ ・防災協定の締結
5 経済活動の機能不全を回避		5-1 産業の生産力低下（サプライチェーンの寸断等）	・道路の改良、整備 ・防災協定の締結
		5-2 交通網（道路・鉄道等）の機能麻痺による人・物の輸送の長期停止	・交通施設の法定点検 ・道路の改良、整備 ・機能的な交通体系の維持 ・水内橋新架橋の要望 ・備蓄の強化 ・分散備蓄の推進 ・急傾斜地の危険箇所対策
		5-3 食料等の安定供給の停滞	・消費生活出前講座の実施 ・備蓄の強化 ・水道管の耐震化 ・防災協定の締結
6 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧（電気・ガス・水道・燃料・交通）		6-1 電気・ガス等のエネルギー供給機能の停止	・災害対応型給油所の整備 ・非常用発電機用の燃料の備蓄 ・防災協定の締結
		6-2 上水道の長期供給停止	・水道管の耐震化 ・備蓄の強化 ・分散備蓄の推進 ・家庭備蓄の推進 ・防災協定の締結
		6-3 汚水処理施設等の長期機能停止	・汚水管の整備 ・汚水処理施設の改修整備 ・備蓄の強化（トイレ収納袋） ・合併処理浄化槽の整備
		6-4 地域交通ネットワークの分断、機能停止	・交通施設の法定点検 ・道路の改良、整備 ・機能的な交通体系の維持 ・水内橋新架橋の要望 ・急傾斜地の土砂対策
7 甚大な二次災害を発生させない		7-1 ため池、ダム、防災施設の損壊、機能不全による二次災害の発生	・危険箇所の情報共有（改修・対策） ・ため池調査 ・高梁川合同堰等の長寿命化 ・水防・排水施設の長寿命化 ・急傾斜地の土砂対策
		7-2 農地、森林等の荒廃による被害拡大	・優良農地の確保（ほ場整備） ・農地維持の補助金交付 ・農業用水路の長寿命化
8 地域経済・社会が迅速に再建・回復できる条件整備		8-1 災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅延	・災害廃棄物処理計画を策定 ・災害廃棄物処理事業 ・廃棄物の分別等の周知、啓発 ・浸水家屋の消毒実施の対策 ・ごみ減量事業
		8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅延	・防災リーダー（外国人含）の養成 ・外国人対象の日本語教室 ・防災協定の締結 ・ボランティアの養成、ボランティアセンターの組織化 ・地区防災計画の策定